

(様式第4号)

審議会等付属機関 会議概要

1 審議会名	上田市情報公開・個人情報保護審査会
2 日 時	令和4年10月24日(月) 午後3時から午後5時まで
3 会 場	市役所本庁舎 2階 202・203会議室
4 出席者	岩下智太郎岩下会長、北澤真一委員、佐藤恵太委員、西俊子委員、野瀬裕昭委員
5 市側出席者	池田総務課長、坂口課長補佐兼文書法規係長、野澤文書法規係主査、笹井文書法規係主事 清水市民課長、藤澤市民サービス担当係長 清水住宅課課長補佐兼住宅管理係長、松井住宅管理係主査
6 公開・非公開	公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月	令和4年10月25日

協 議 事 項 等

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 書かない窓口システムのクラウド化について(市民課)

- ・資料に基づき、市民課から説明
- ・以下、質疑応答

(委員) どの程度の時間短縮が見込まれるのか。

(市民課長) シミュレーションの結果、現在、一番混雑する年度末の時期で最大80分程度待ち時間が生じているところ、システム導入後には、最大54分程度と試算された。

(委員) データセンターを管理する主体はどこか。

(市民課長) 富士フィルムシステムズ株式会社である。

(委員) このシステム導入による情報漏えいの事例はあるか。

(市民課長) 今のところない。

(委員) このシステムは、転入届以外の業務にも使用できるのか。

(市民課長) 普段よく扱う届出書は転入届、転出届、転居届等であるが、これらのすべてに対応可能である。

(委員) 資料に「記載する必要が最小限となります」とあるが、システム導入後も記載しなければならない事項があるのか。

(市民課長) 記載内容に了承するという意味での署名をいただく必要がある。

(委員) 記載事項が完全になくなるわけではないということか。

(市民課長) 署名等、どうしても一部は記載していただく必要がある。

(委員) 転出にはどのように役立つのか。

(市民課長) 転出証明に係る申請書を作成する際に記載事項を減らすことができる。

(委員) 証明関係も同様か。

(市民課長) 必要な通数や署名はこれまでどおり記載が必要だが、その他については届出書と同様に記載事項を減らすことができる。

(委員) 負担の軽減割合はどれほどか。

(市民課長) 転入届が最も記載事項が多いため、最も負担を減らすことができる。

(委員) マイナンバーカードを利用することで記載する項目を無くすことはできないか。

(市民課長) マイナンバーカードから情報を引っ張ることができないため、そのように運用することは難しい。

(委員) 申請者の氏名を記載させることだけが不自然に残っているように感じる。手書きで書かせなければならぬ理由があるのか。

(事務局) 本人確認というよりも、書かれた内容に間違いがないという意味での署名であるため、引き続き記載が必要であると考えている。

(委員) 「書かない」窓口システムとはいえ、デジタルを使っていない市民や世代がいる中で、現状ではこれが限界と思われる。完全にデジタル化すると市民に不便が生じかねない。

(事務局) マイナンバーカードにどこまで機能を持たせるかという問題に行き着くが、国がマイナンバーカードにあまり役割を持たせていないため、現状はこのシステムに利用することはできない。

(委員) いずれにしても個人情報保護措置の徹底が不可欠である。

(委員) 意見が出尽くしたが、審査会としては、これを認めることとしてよろしいか。

(委員全員) 異議なし。

(2) 上田市営住宅の管理代行制度導入に係る個人情報の取扱いについて (住宅課)

- ・資料に基づき、住宅課から説明
- ・以下、質疑応答

(委員) 個人情報の漏えいは外部委託先から発生することが多い。本契約については、再委託の禁止は規定するのか。

(住宅管理係長) 協定書に規定する。

(委員) 制度導入によって具体的にどういった効果が見込まれるのか。

(住宅管理係長) 令和6年度には市の人員を7名減らすことができると試算している。それによって市の職員は、老朽化に伴う建て替え等の課題に集中して取り組むことができる。

(委員) 制度導入によるメインの目標は人員削減ということか。

(住宅管理係長) そのとおりである。

(委員) 設置予定である3台の端末は、独立した回線を使用し、インターネットに接続できないようにするのか。また、3台のPCはデスクトップ型かノートパソコンか。

(住宅管理係長) 独立した回線を使用し、インターネット接続は不可である。また、3台のPCはすべてデスクトップ型であり、外部への持出しは想定していない。

(委員) ICカードは常に身に付けさせるのか。また、上田市の職員も同様にしているのか。

(事務局) 上田市の職員については、職場にいる間は常に携帯し、出退勤の管理やPCへのログインに使用している。

(委員) ICカードの運用については、市の職員に準じるということか。

(住宅管理係長) そのとおりである。

(委員) 公社の職員は、上田市の業務だけをやるわけではないため、常に身に付けるようにとすることはいかななものかと思われる。

(住宅管理係長) ICカードの運用については、再度検討したい。

(委員) 公社の職員が上田市の情報システムにアクセスすることになるが、そのことが上田市のセキュリティポリシーに抵触しないのか確認したか。

(住宅管理係長) 抵触しないことを確認した。

(委員) 上田市のセキュリティポリシーに係る研修は、公社の職員にも受講させるのか。

(住宅管理係長) 上田市では e ラーニングでの研修を行っている。それを公社の職員に受けてもらうことは可能と思われる。

(委員) 公社の職員に対して業務を担う全ての市町村の研修を受けさせることは不合理なため、県の研修を受講すればそれで足りるというような取決めが望ましいだろう。

(委員) 上田市の業務を担う公社の職員は固定なのか。

(住宅管理係長) 7名のうち管理職1名と事務員1名は上田地域の県営住宅の業務と兼務しているが、その他は上田市専用の人員である。

(事務局) 市固定の職員が業務を担うため、上田市の研修を受けてもらう価値はあると思われる。

(委員) 個人情報の適切な管理について、公社へ対応を求めた事項はあるのか。

(住宅管理係長) 市の職員が合庁で作業すること、福祉部署との連携に関することと相談があったときの対応については公社との協議の上決定した。

(委員) 個人情報の外部持出しについて「原則として禁止」とあるが、例外はあるのか。

(住宅管理係長) 家賃回収や領収書を渡す際は、どうしても紙で持ち出す必要があるため、例外として許可せざるを得ない。

(委員) 書き出されたかどうか上田市の職員が分かるようなチェック機能はあるか。

(住宅管理係主査) USB メモリ自体に対して許可がない限り、そもそも書き出すことができないようになっている。もし書出しが行われても、IC カードでログインしているためログをとることができ、随時確認することが可能である。

(委員) 許可があれば書き出すことができるとのことだが、許可の基準はあるのか。

(住宅管理係主査) 具体的な決まりはないが、特別な必要性があることが条件となる。

(委員) 情報提供の体制に問題はなさそうだが、取り扱う情報が個人情報の中でも特にセンシティブな情報のため、極めて慎重に判断してほしい。

(委員) 意見が出尽くしたが、審査会としてはこれを認めることとしてよろしいか。

(委員全員) 異議なし。

(3) 上田市における改正個人情報保護法の対応について

- ・資料に基づき事務局から説明
- ・以下、質疑応答

(委員) 運用面で大きく変わる点を中心に審議していきたい。まず、審議1の個人情報ファイル簿の作成にあたって意見等あるか。

(委員) 運用面での取決めということは、要綱等を新たに定めるということか。

(事務局) 要綱というよりもマニュアルのようなものをイメージしていただきたい。国から示されている事務ガイドやガイドラインの文量が多いため、必要な部分を抽出し、そこにプラスとして上田市の運用に必要な項目を加える形を想定している。

(委員) 条例に定めるほどでもない事項は、運用の手引きに盛り込むということか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 前回の審議で、法律上は1,000人未満のものについては作成の義務はないが、1,000人で区切るというのは上田市の規模に照らし合わせると問題があるという議論になった。この点については、体制としても明確にしておく必要があるが、数字にこだわらずケースに応じて運用していくということを、審査会からの意見としてよろしいか。

(委員全員) 異議なし

(委員) 本人収集が原則とならないことについて御意見等あるか。

(事務局) これまでに引き続き内部的な運用として、本人収集を原則とするのがいいのか委員皆様の感覚をお聞きしたい。

(委員) 情報や相手方によって他に提供しないことを前提に渡すこともあれば、そうでないこともある。それらの情報が自分の知らないところで紐づけられるのは困る。少なくとも後から情報の動きを追えるようにしてほしいが、実際問題として市民一人ひとりについてそのような管理をするのは難し

いだろう。

(委員) 本人以外が請求できることに対して問題と感じたとしても、法に反することを市民や職員に呼びかけることはできない。運用の手引きに記載するとしたら「従前は本人収集の原則があったことを踏まえ、十分慎重を期すること」程度の言い回しが限界だろう。

(委員) 個人情報というものは自分の意思をもって管理するものであり、情報を提供する利益も不利益もすべて本人が受けるものである。情報化が進めば進むほど自己決定が重要であると感じるため、留意点として記載するのが望ましい。

(委員) 審議3の目的外利用及び外部提供の制限について、審査会への意見聴取ができなくなることにについて御意見等あるか。

(委員) 市の組織的な問題になってくるだろう。内部で複数決裁を取るなど、審査会意見聴取が無くなる分、慎重に運用することが望まれる。

(委員) 手引きに記載するとすれば「目的外利用及び外部提供にあたっては、十分注意して行うこと」といった内容を書くかどうかというレベルだろう。

(委員) 審査会に諮る場合、資料等を作成する中で問題点が発見されることもある。意見聴取が無くなるとそういった過程がなくなり、精査が疎かになってしまうことが危惧されるので、諮る又は諮らないにかかわらず、その過程は経るべきである。

(事務局) 審査会の意見聴取が無くなったとしても、市内部で適切な手続きを踏み、安全に運用することを職員に徹底していきたい。

(委員) 法律に規定されている安全管理措置を徹底していただきたい。また、任意代理人による請求が認容されることについては御意見等あるか。

(委員) 提示されていることへの判断の基準が分からない。請求者にとってどういったメリット、デメリットがあるのか、何が変わるのか具体的な事例を示してほしい。

(委員) 法がどういった場合を想定しているのか立法趣旨を確認する必要もある。

(委員) 想定されるケースを示してもらいたい。

(事務局) 国の資料にはあまり出ないが、次回までに市の実例も踏まえて想定されるケースを示したい。

(委員) 費用の減免規定を削ることについては市民サービスが後退する話ではないため、審査会としての意見は特段ない。

(委員) 中間答申については、条例案審議 1～4 及び 7 の議論の内容をまとめたものを暫定的な中間答申としたいがよろしいか。

(委員全員) 異議なし。

4 次回の日程等について

- ・ 中間答申については、条例案について、本日の議論を踏まえ、体裁を整えたものを中間答申案として委員へ送付する。
- ・ 次回の日程は、再調整のうえ決定することとなった。

5 閉会